

# 加古川市契約事務取扱要領

平成 7 年 3 月 31 日  
総務部長決定

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 工事の請負契約
  - 第 1 節 契約の締結（第 7 条－第 13 条）
  - 第 2 節 契約の履行（第 14 条－第 24 条）
  - 第 3 節 契約の変更（第 25 条－第 28 条）
  - 第 4 節 前金払（第 29 条－第 46 条）
- 第 3 章 工事に係る調査・設計委託（第 47 条－第 49 条）
- 第 4 章 物品の購入契約
  - 第 1 節 契約の締結（第 50 条－第 53 条）
  - 第 2 節 契約の履行（第 54 条－第 55 条）
- 第 5 章 製造の請負契約（第 56 条）
- 附 則

## 第 1 章 総則

（趣旨）

**第 1 条** この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、加古川市財務規則（昭和 44 年規則第 13 号）その他別に定めるもののほか、工事又は製造の請負契約及び工事に係る調査・設計委託契約並びに物品の購入契約に関する事務の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（入札保証金の免除）

**第 2 条** 規則第 79 条第 1 項第 2 号に規定する「市長が特に納めさせる必要がないと認めるとき」とは、規則第 76 条に規定する入札参加資格者名簿に登載された者の中から契約の相手方を決定する場合をいう。

（見積書の徴収）

**第 2 条の 2** 規則第 95 条第 2 項に規定する「別に定める金額」とは、1 回の取引について 1 万円とする。

（契約保証金の免除）

**第 3 条** 規則第 99 条第 1 項第 8 号に規定する「市長が特に納めさせる必要がないと認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 工期、納期又は履行期間が 30 日未満のとき。
- (2) 公益を目的とし、営利を目的としない相手方と契約を締結するとき。

(入札回数)

**第4条** 指名競争入札に係る入札回数は、2回を限度とする。

- 2 再度入札にもかかわらず、落札者がいないときは、当該入札は打ち切り、再度業者選定をやり直すものとする。この場合は、初回の指名業者は原則として指名してはならない。

(部分払)

**第5条** 規則第115条第1項の規定による部分払を行う場合の回数は、原則として次に掲げるとおりとする。

- |                    |              |                            |
|--------------------|--------------|----------------------------|
| (1) 給付の完済又は完納までの期間 | 60日以上120日未満  | 1回                         |
| (2) 給付の完済又は完納までの期間 | 120日以上240日未満 | 2回以内                       |
| (3) 給付の完済又は完納までの期間 | 240日以上365日未満 | 3回以内                       |
| (4) 給付の完済又は完納までの期間 | 365日以上       | 4回に120日増すごとに<br>1回を加えた回数以内 |

- 2 前項の規定にかかわらず、契約予定金額が、100万円未満の場合は、部分払を行わないものとする。

(契約不適合責任期間等)

**第6条** 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)がある場合は、目的物の修補、代替品の引き渡し又は不足物の引き渡しによる履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「請求等」という。)をすることができる。

- 2 前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下、「契約不適合責任期間」という。)は次のとおりとする。

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 工事             | 引渡しから2年以内 |
| (2) 工事に係る調査・設計委託   | 引渡しから2年以内 |
| (3) 工事で設置する設備機器本体等 | 引渡しから1年以内 |
| (4) その他物品等         | 引渡しから1年以内 |

- 3 契約不適合責任期間の内に契約不適合を知りその旨を通知した場合は、その通知から1年以内に請求等をするので、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

## 第2章 工事の請負契約

### 第1節 契約の締結

(契約の方法)

**第7条** 設計金額が130万円を超える工事は、制限付一般競争入札の方法によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が制限付一般競争入札により難い特別な事由があると認めた場合は、指名競争入札の方法によることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、別に定める工事随意契約ガイドラインに該当する場合は、随意契約の方法によることができる。

(工事施行の依頼)

**第8条** 予算主管部長は、工事の施行を依頼するときは、工事施行依頼書にその他必要な書類を添付して、工事担当部長に提出するものとする。

(工事請負契約締結の要求)

**第9条** 工事担当課長は、契約検査課に契約の締結を要求するときは、規則第160条に規定する予算執行伺書により決裁を経た後、契約検査課長が指定する期限までに、設計書、仕様書、図面及びその他契約に必要な書類を添付して、契約検査課長に提出しなければならない。

(入札又は見積の執行)

**第10条** 入札又は見積を執行しようとするときは、契約執行伺書により決裁を経るものとする。

(契約の相手方への通知)

**第11条** 入札又は見積を執行し、契約の相手方が決定したときは、直ちにその旨を工事請負者決定通知書により、当該契約の相手方に通知するものとする。

(現場代理人の確認)

**第12条** 契約担当者は、工事請負契約においては、契約を締結するときまでに、工事現場に配置を予定する現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を確認するものとする。

(契約の締結及び通知)

**第13条** 契約の相手方が決定したときは、入札調書及び入札経過表により決裁を経たのち、契約を締結するものとする。

2 契約検査課長は、契約を締結したときは、契約書等により、工事担当課長に通知しなければならない。

## 第2節 契約の履行

(施工体系図)

**第14条** 工事担当課長は、受注者が工事の一部を他の者に請け負わす場合には、施工体系図を提出させなければならない。

2 前項の規定により施工体系図を提出させる場合は、下請負者決定後速やかに提出させなければならない。

(請負代金内訳書)

**第15条** 工事担当課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金内訳書を提出させなければならない。ただし、市長が提出させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 契約予定金額が100万円以上の建築工事（設備工事を含む。）

(2) 特殊工事等で受注者において設計施工する工事

(3) その他特に必要と認められる工事

2 前項の規定により請負代金内訳書を提出させる場合は、契約締結後7日以内に提出させなければならない。

(工程表)

**第16条** 工事担当課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、工程表を提出させなければならない。ただし、市長が提出させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 工期が1箇月以上の工事
  - (2) その他特に必要と認められる工事
- 2 前項の規定により工程表を提出させる場合は、契約締結後7日以内に提出させなければならない。

(現場代理人等届)

**第17条** 工事担当課長は、契約締結後7日以内に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者届を提出させなければならない。

- 2 工事担当課長は、現場代理人等の届を受理したときは、速やかに契約検査課へその写しを提出しなければならない。

(コリンズへの登録)

**第18条** 工事担当課長は、請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報の内容を確認した後、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録させなければならない。

- 2 工事实績情報の登録期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時 契約締結後10日以内
- (2) 変更時 変更があった日から10日以内
- (3) 完成時 工事完成検査合格後10日以内
- (4) 訂正時 適宜

- 3 受注者は、登録機関発行の登録内容確認書が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。ただし、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

(完成届)

**第19条** 受注者は、工事が完了したときは、速やかに完成届を提出しなければならない。

(完成の確認)

**第20条** 工事担当課長は、工事完成届を受理したときは、速やかに完了の確認をしなければならない。

(検査)

**第21条** 工事検査員は、工事完成届の提出があった日から起算して14日以内に検査をしなければならない。

(工事目的物の引渡し)

**第22条** 目的物の引渡しは、規則第108条に規定する検査に合格した後、工事完成引渡書によりこれを行うものとする。

(契約金の支払)

**第23条** 工事担当課長は、引渡しを受けた後、受注者から契約金の支払請求があったときは、当該契約金の支払請求のあった日から起算して40日以内に契約金を支払わなければならない。

(火災保険)

**第24条** 受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

### 第3節 契約の変更

(変更契約の要件)

**第25条** 次の各号のいずれかに該当するときは、設計、仕様、請負金額、工期その他契約の内容について変更契約を締結することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力により工事を設計図書どおり施工することが不可能になった場合
- (2) 設計図書に示した施工条件が実際の工事現場の状況と一致しない場合
- (3) 設計書、図面及び仕様書が交互に符合しない場合
- (4) 新たな工法を採用する場合
- (5) 発注時において確認困難な要因に基づく場合
- (6) 他の事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計条件の変更が必要となった場合
- (7) 自然環境の適切な保全又は公益上変更の必要があると認められる場合
- (8) 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金が不適當になったと認められる場合
- (9) 天災地変等やむを得ない理由により工期内に契約の履行が完了しない場合又は履行の中断をしなければならない場合
- (10) その他特にやむを得ないものと認められる場合

(変更方法)

**第26条** 契約の変更については、工事担当課長と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、工事担当課長が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、工事担当課長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、工事担当課長に通知することができる。

(変更契約締結の要求)

**第27条** 工事担当課長は、契約検査課契約による工事等の変更契約締結を要求する場合は、予算執行変更伺書により決裁を経た後、少なくとも工期末の10日前までに、予算執行変更伺書に次に掲げる書類を添付して契約検査課長へ提出しなければならない。

- (1) 工事請負変更決定書
- (2) 設計書、仕様書及び図面
- (3) その他変更契約締結に必要な書類

(変更契約の締結及び通知)

**第28条** 変更契約を締結しようとするときは、変更契約の締結について決裁を経たのち、

契約を締結しなければならない。

- 2 契約検査課長は、前項の規定により変更契約を締結したときは、契約書等により工事担当課長に通知しなければならない。

#### 第4節 前金払

(前金払の対象工事)

**第29条** 前金払の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす工事とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事であること。
- (2) 請負金額が、1件500万円以上であること。

(前払金の額)

**第30条** 前払金の額は、請負金額の10分の4以内（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額は、歳出予算計上額を超えることができない。

(前金払の適用除外)

**第31条** 資金事情その他やむを得ない理由があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず前金払をせず、又は前払金の額を減ずることができる。

(前払金の申請及び請求)

**第32条** 受注者は、前払金の支払を受けようとするときは、請負契約締結後30日以内（市長が必要と認める場合は、市長が別に定める日まで）に、工事前払金交付申請書及び工事前払金請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と当該工事の工期を保証期間とした保証契約を締結し、その保証証書（以下「保証証書」という。）を本市に寄託しなければならない。ただし、受注者は、保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(前払金の支払)

**第33条** 工事担当課長は、工事前払金交付申請書及び工事前払金請求書を受領した日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 2 前項に規定する支払は、保証事業会社が業務を委託した金融機関の中から前払金の支払を受けようとする者が指定した金融機関に設けた前払金専用普通預金口座への口座振替払の方法によって行うものとする。

(保証証書の保管)

**第34条** 工事担当課長は、保証証書を当該工事が完成するまで保管しなければならない。

(支出決定書に添付すべき書類)

**第35条** 工事担当課長は、支出決定書に前金払であることを表示し、第32条に規定する工事前払金請求書及び保証証書の写しを添付しなければならない。

(設計変更等による前払金の変更)

**第36条** 前金払をした後において設計変更その他の理由により契約を変更し、契約金額が増額となった場合、当該増額に係る前払金は行わないものとする。

2 前金払をした後において設計変更その他の理由により契約を変更し、請負金額が減額となった場合、支払済の前払金額が減額後の請負金額の10分の5を超えるときは、その減額があった日から30日以内に、その超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使途状況からみて、著しく不相当であると認められるときの前払金の返還額は、受注者と協議して定める。

3 前項の規定により前払金を返還させたときは、受注者に保証事業会社と締結した保証契約を変更させ、変更後の保証証書を本市に寄託させなければならない。ただし、受注者は、保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 前項の規定による変更後の保証証書の保管については、第34条の規定を準用する。  
(前払金の調査)

**第37条** 前払金の使途について必要があるときは、その状況を調査し、又は前払金を受けた者から報告を求めるものとする。

(前払金の返還)

**第38条** 工事担当課長は、前払金の支払いを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させなければならない。

- (1) 当該工事の請負契約を解除したとき。
- (2) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を当該工事の施工に必要な経費以外の支出に充てたとき。

(中間前払金の対象工事)

**第39条** 中間前金払の対象となる工事は、既に前払金の支払いを行っている工事のうち、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす工事とする。

- (1) 当該工事の工期が90日以上のものであること。
- (2) 当該工事の工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により当該工事の工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前払金の額)

**第40条** 中間前金払による前払金(以下「中間前払金」という。)の額は、請負金額の10の2以内(その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金及び中間前払金の合計額は、請負金額の10分の6を超えることができない。

(中間前金払と部分払との選択に係る届出等)

**第41条** 中間前金払及び部分払のいずれも受けることができる工事の受注者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれを受けるかを選択するものとし、その後においてこれを変更することはできないものとする。

2 前項の規定による選択をした受注者は、契約締結時に当該選択の内容を記載した中間前金払と部分払の選択に係る届出書を提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、年度出来高確定のための部分払を1回に限り行うことができる。この場合において、当該部分払は、工事請負契約で定めた部分払の回数には含めないものとする。

(中間前金払に係る認定)

**第42条** 受注者は中間前払金の支払いを受けようとするときは、工事担当課長に中間前金払認定請求書に工事履行報告書及び工事の進捗状況を表示した工程表その他出来高が確認できる資料を添えて提出しその認定を受けなければならない。

2 市長は、工事履行報告書の数値等に疑義があるときは、当該数値等の根拠となる資料の提出を求めることができるものとする。

3 市長は、第1項の規定による請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは中間前金払認定調書を、不相当と認めるときは中間前金払不認定調書を中間前金払認定請求書を受領した日から起算して10日(加古川市の休日を定める条例(平成2年条例第1号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。))を含まない。次項において同じ。)以内に受注者に交付するものとする。

(中間前払金の申請及び請求)

**第43条** 前条第3項の規定により、中間前金払の認定を受けた受注者は、中間前払金の支払いを受けようとするときは、中間前払金交付申請書及び中間前払金請求書に保証事業会社と当該工事の工期を保証期間とした保証契約を締結したことを証する保証証書(以下「中間前金払に係る保証証書」という。)及びその写しを添えて工事担当課長に提出しなければならない。

(支出決定書に添付すべき書類)

**第44条** 工事担当課長は、支出決定書に中間前金払であることを表示し、前条の中間前払金請求書及び中間前金払に係る保証証書の写しを添付しなければならない。

(前金払に関する規定の準用)

**第45条** 第31条、第33条、第34条、第36条から第38条までの規定は、中間前金払について準用する。この場合において、第31条中「前2条」とあるのは「第39条及び第40条」と、第33条第1項中「工事前払金交付申請書」とあるのは「中間前払金交付申請書」と、「工事前払金請求書」とあるのは「中間前払金請求書」と、第34条中「保証証書」とあるのは「中間前金払に係る保証証書」と、第36条第2項中「前払金額が減額後の」とあるのは「前払金及び中間前払金の合計額が」と、「10分の5」とあるのは「10分の6」と、同条第4項中「第34条」とあるのは「第45条の規定により読み替えて準用する第34条」と読み替えるものとする。

(債務負担行為又は継続費に基づく特例)

**第46条** 債務負担行為又は継続費により工期が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに前金払又は中間前金払を行うものとする。この場合において、第30条中「請負金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額又は支払い限度額」と、第32条中「請負契約締結後30日以内」とあるのは「請負金額相当額が出来高予定額又は支払い限度額を超えていることを、出来高検査により工事検査員の合格判定を受けた日から30日以内」と、「当該工事の工期」とあるのは「当該工事の工期(最終年度以外の年度にあっては、各年度末)」と、第39条第2号及び第3号中「当該工事の工期」とあるのは「各会計年度における当



該工事の工期」と、第 40 条中「請負金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額又は支払い限度額」と、第 43 条中「当該工事の工期」とあるのは「当該工事の工期（最終年度以外の年度にあつては、各年度末）」と読み替えてこれらの規定を準用するものとする。

### 第 3 章 工事に係る調査・設計委託

(テクリスへの登録)

**第 47 条** 業務担当課長は、請負金額が 100 万円以上の調査設計業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に業務実績情報の内容を確認した後、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）に登録させなければならない。

2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は業務実績情報の登録期限について準用する。

この場合において、同条第 2 項中「10 日以内」とあるのは「15 日以内」と、同条第 3 項中「10 日間」とあるのは「15 日間」と読み替えるものとする。

(業務着手届)

**第 48 条** 業務担当課長は、契約締結後 7 日以内に業務着手届を提出させなければならない。

(準用規定)

**第 49 条** 第 7 条から第 11 条まで、第 13 条、第 19 条から第 23 条まで及び第 25 条から第 28 条までの規定は、工事に係る調査・設計委託契約の場合に準用する。この場合において、第 21 条中「14 日以内」とあるのは「10 日以内」と、第 23 条中「40 日以内」とあるのは「30 日以内」と読み替えるものとする。

### 第 4 章 物品の購入契約

#### 第 1 節 契約の締結

(物品購入契約締結の要求)

**第 50 条** 主管課長は、契約検査課に契約の締結を要求するときは、規則第 160 条に規定する予算執行伺書により決裁を経た後、契約検査課長が指定する期限までに仕様書、図面及び見本、その他契約締結に必要な書類を添付して、契約検査課長に提出しなければならない。

(入札又は見積の執行)

**第 51 条** 入札又は見積を執行しようとするときは、契約執行伺書により決裁を経るものとする。

(契約の相手方への通知)

**第 52 条** 入札又は見積を執行し、契約の相手方が決定したときは、直ちにその旨を当該契約の相手方に通知するものとする。

(契約の締結及び通知)

**第 53 条** 契約の相手方が決定したときは、入札調書及び入札経過表又は見積合せ調書及び見積合せ経過表により決裁を経た後、契約を締結するものとする。

2 契約検査課長は、前項の規定により契約を締結したときは、契約書等により主管課長

に通知しなければならない。

- 3 契約金額が 30 万円未満の場合は、契約の相手方に物品名、数量、決定金額及び納期等を記載した発注書の交付をもって、契約書及び請書を省略することができる。

## 第 2 節 契約の履行

(検査及び検査結果の通知)

**第 54 条** 物件検査員は、契約の相手方が物品を納入したときは直ちに検収し、検査に合格したときは物件検査調書（規則様式第 46 号）を作成しなければならない。ただし、規則第 113 条第 3 項の規定により備品を除く物品については、物件検査調書の作成を省略することができる。

- 2 契約検査課契約については、契約検査課長が検査をし、物件検査調書により主管課長に通知しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、契約検査課長が検査をすることが困難であり、又は適当でないと思われるときは、主管課長に検査を委任することができる。

(物品購入事務の特例)

**第 55 条** 規則第 160 条第 1 項ただし書に規定する契約検査課長の指定するものは次のとおりとする。

- (1) 図書、新聞、雑誌、官公報、加除追録、図書券、商品券、土産物、写真の消耗品及び焼増その他購入価格が定まっているもの
- (2) 教育委員会所管の学校（園）関係が印刷するもの
- (3) 設備機械の付属消耗品、賄材料、原材料
- (4) 単価契約を締結しているもの
- (5) その他 1 件 30 万円未満のもの

## 第 5 章 製造の請負契約

(準用規定)

**第 56 条** 第 50 条から第 54 条までの規定は、製造の請負契約の場合に準用する。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の加古川市契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告する工事から適用し、施行日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の加古川市契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告する工事から適用し、施行日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の加古川市契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日

(以下「施行日」という。)以後に入札通知又は見積依頼する契約から適用し、施行日前に入札通知又は見積依頼した契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の加古川市契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告する工事及び工事を伴う設計委託から適用し、施行日前に公告した工事及び工事を伴う設計委託については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の加古川市契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告、入札通知又は見積依頼する契約から適用し、施行日前に公告、入札通知又は見積依頼した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の加古川市契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告する工事から適用し、施行日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。